

Title	「草茅危言」の書誌学的考察：懐徳堂文庫所蔵の竹山自筆本の検討から
Author(s)	清水, 光明
Citation	懐徳堂研究. 2018, 9, p. 29-49
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/71312">https://hdl.handle.net/11094/71312</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 「草茅危言」の書誌学的考察 — 懷徳堂文庫所蔵の竹山自筆本の検討から

清水光明

## はじめに

本稿では、大阪大学附属図書館懷徳堂文庫が所蔵する竹山自筆本の「草茅危言」(五卷五冊)について、書誌学的な考察を試みる。この竹山自筆本の「草茅危言」は、管見の限り、これまでの研究においては全く利用されることがない。

この竹山自筆本の「草茅危言」の意義は、主に以下の二点に存すると思われる。第一に、「草茅危言」は、結果的には全五巻で寛政三年冬に完結した。しかし、天明八年十一月に竹山が最初の巻(「卷之下」)を提出した時点では、この全五巻という構成が決まっていたわけでは決していない。最初の巻を提出した後、その続きを執筆する過程で、じつは何度か巻数の構成が変わっている。

そして、この点についての痕跡が竹山自筆本の「草茅危言」には明確に残っており、そこから天明八年十一月寛政三年冬の約四年間の「草茅危言」の執筆過程を跡付けることができる。

第二に、竹山自筆本の「草茅危言」には、他の写本・刊本には見えない重要な脱字・脱文、見せ消ちや頭注等がそのまま残っており、執筆過程の竹山の思考を窺うことが可能である。

本稿では、まず第一節においてこの自筆本の由来・性格と各種刊本(近世木活字本、近代以降の洋装本・和装本)との相違点を指摘する。その上で、第二節において、各巻の体裁と内容に即してこれらの点を明らかにすることにしたい。

## 一、竹山自筆本の由来・性格と

### 各種刊本との相違点

本章では、書誌学的考察を行うに先立ち、竹山自筆本の由来や性格、各種の刊本との相違点について概略を述べておくことにする。「草茅危言」の引用に関しては、しばしば刊本からの引用がなされてきた。だが、それらの刊本には問題が多いことを指摘する。

### (一) 竹山自筆本の由来とその性格

竹山自筆本には、後で詳細に検討するように、見せ消ちや文字の上から紙を貼つての訂正、文字を切り取った上で上から紙を貼つての修正、折り目の箇所を切り取った端に新たに紙を継ぎ足した上での加筆等々、推敲の跡が夥しく残っている。したがって、この自筆本は、定信に献上する一歩手前の下書きであると思われる。

なお、この自筆本について竹山自身が言及している記述があるので、以下に引用する。これは、竹山の「経済要語」(寛政七年春成)の末尾に附された竹山からの書簡の写しである。その宛て所は、現時点では不明とせざるをえない。そして、この書簡の引用に際しては、「此書の来由をしるべきが為に、先生より来ル書牘のまゝ、

爰にしるす」との文言が記されており、ここから竹山の著作「経済要語」を或る藩に提出した際に添付されたものであることが分かる(引用文中の傍線は全て引用者による。以下同じ)。

兼テ次男へ被仰聞候下拙経済の著述にても、御用立候様との義致承知候へ共、為指品も無之候、先年白川侯ノ御内命ニ付、一書五卷撰述差上候義有之候、平生経済の愚意ハ、大段右一書二備り候、其草稿ハ一本有之候へ共、是ハ白公へ内密献候物の義故、拙夫生涯之内他藩へ容易に伝布仕候義ハ難相成候、且又右は天下の経済ゆへ、藩国之御用に相立候義ハ少ク差而御採用の詮も有之間敷哉と存候、先達而筑後柳川大夫中よりの頼にて一本ヲ撰候義有之候へ共、是ハ草稿塗抹甚しく、一向文字等分り不申、閑暇之節ハ一本浄書致置可申心組而已にて、目前に取紛を以テ写し不申候へバ、是以得御用立不申、此経済要語と申一卷僅の物に候へ共、責而是にても存より候故を仰進申候、緩々御覧不苦候、御用相済候て御返し可被下候、是者外よりの頼にて古語の当時心得二相成り可申三幅対ノ一行物認遣し候所、迎もの義其意解をも相添呉候様ニとの事にて書記致し遣候、仙

台侯へ献上二相成候しな二御座候、簡短の物強而御  
 益に相成候義も有之間敷候へ共、先々此一篇を以塞  
 責候義二御座候、

寛政改革からしばらく後（寛政八年頃か）、竹山の次男・碩果を通して、「草茅危言」の噂を聞き付け、それを提出するように依頼してきた藩があった。もともとそれがどこの藩であったかという点については、現時点では不明とせざるをえない。

その依頼に対して、竹山は、その藩の関係者に宛てた上記の書簡のなかで、①「草茅危言」は大した書物ではない、②「草稿」は一本手元にあるが定信の「御内命」によって先年内密に提出したものであるから自分が生きているうちは他藩に容易には流布させることはできない、③「草茅危言」は「天下の経済」を論じたものであるから「藩国之御用」に立つことは少ない、④先日、柳河藩の「大夫」——柳河藩士・今村泰行のことであろう——からの頼みで一本清書して渡したこともあったが、(元の)「草稿」は塗抹が甚だしく一向に文字が分らず、暇なときに清書しようとは思っているが忙しくて出来ない等、いくつかの理由を並べ立てて断っている。その上で、この藩には、寛政七年春に仙台藩に提出した「経

済要語」を提出している。

上記の二番目と三番目の傍線部において「草稿」とされているのが、おそらく大阪大学懐徳堂文庫蔵の竹山自筆本のことである。三番目の傍線部には、上記の④に要約したように、「草稿塗抹甚しく、一向文字等分り不申」とあり、この「草稿」の特徴が分かる。そして、竹山自筆本は実際に「塗抹甚し」い状態である（もともと、「一向文字等分り不申」というほどではない。これは、依頼を断るための誇張であろう）。

また、竹山自筆本の末尾には、竹山の門人の脇蘭室の「草茅危言の後に書す(書草茅危言後)」（寛政八年四月成）が附されている。この蘭室の文章も、蘭室の直筆である。そして、そこには、

丙辰春、長之〔蘭室のこと——引用者注〕、津に入る。  
 竹山先生乃ち草茅危言五巻を出して曰く、「此れ老夫の経綸、寓する所なり。而るに今、已めり。唯だ子や、以て示さざるべからざるのみ」と。長之、謹んで受読す。

とある。ここから、寛政八年春に蘭室が来坂したときに竹山は「草茅危言五巻」と「逸史」の草稿を蘭室に見せ

たことが分かる。そして、その「草茅危言五卷」とは、具体的には蘭室が跋文を記すことになった竹山自筆本であったと思われる。

## (二) 刊本との相違点——巻数と本文の記述を中心に

次に、近世木活字本及び近代以降の「草茅危言」のテクストの出版状況と、それぞれの版の問題について手短かに検討しておく。なお、ここでは、「草茅危言」を全文収録した近世木活字本と、近代の五種類の刊本を検討対象とする。他方で、近世段階の写本や抄録した刊本等については、ひとまず除外する。

近世木活字本や和装本での「草茅危言」の出版には、天保末年の拙修齋叢書（五卷十冊。以下、『拙叢』と表記する）や『校正草茅危言』（五卷十冊。以下『校草』と表記する）、明治元年の富岡鉄斎校訂本（五卷五冊。以下、『富草』と表記し、巻数は丸数字で示す）等がある。「草茅危言」の原文は、漢字片仮名交じり文であった。それに対して、近世後期の木活字本である拙修齋叢書やその系統の刊本では、おそらく木活字の特性から字数を縮小して印刷にかかる時間を短縮するべく、多くの片仮名を漢字に直している。

次に、近代以降の洋装本について。「草茅危言」は、

明治二十七（一八九四）年に、経済雑誌社から経済叢書の一冊として出版された（以下、『経叢』と表記する）。洋装本での出版は管見の限りこれが初めてであったと思われる。この版は、五巻の区切りのまま翻刻しており、その点では原型を或る程度保っているといえる。ただし、片仮名漢字交じり文の片仮名を平仮名に直す等の改変が見られる。

この後には、滝本誠一が大正・昭和期に編集した『日本経済叢書 卷十六』（一九一五年。以下、『日叢』と表記する）とその校訂増補版『日本経済大典 第二十三卷』（一九二八年。以下、『日大』と表記する）に収録された。この二つの版が、広く普及し、現在に至るまで先行研究ではしばしば使用される。なお、『日叢』は片仮名漢字交じり文だが、『日大』では片仮名を平仮名に直している。その後、昭和十（一九三五）年には、近世社会経済学説大系の一冊として、『中井竹山集』（誠文堂新光社。以下、『集』と表記する）が刊行された。

ただし、上記の『日叢』『日大』『集』の版には問題点が多い。そもそも、これらの版は、「草茅危言」の内容を十巻に分けている。これは、『富草』よりも古い『校草』の五卷十冊の版を底本としている（つまり、各一卷を二冊に分けている。ただし、巻数自体は五巻までという体

裁)。竹山自筆の「草茅危言」は五卷五冊であるから、この「拙叢」と「校草」の五卷十冊という体裁は、おそらく、出版のための便を考えた後世の関係者の改変であると思われる。しかも、「拙叢」をもとにした「校草」の場合は、目次や見出しや本文中から全五巻であることが分かる記述が出てくるのだが、その一方で十冊ごとに題箋に「校正草茅危言 一」から「校正草茅危言 十」と記している。

しかし、『日叢』『日大』『集』になると、今度はさらにその十冊の区切りごとに巻之一〜巻之十と割り振っている（十巻に区切る箇所自体は、五卷十冊の『拙叢』『校草』と同じである<sup>3</sup>）。したがって、これは五巻の区切り方それ自体は実質的には変わらないにしても、十冊を十巻とするのみならず元々の五卷五冊の区切り自体をも消してしまっている。しかも、十巻の版の場合も、五巻の版と同じように、巻之一、巻之二と表記する。「草茅危言」冒頭の竹山の「自序」には、本来は、「事、或いは機密に渉るを以て、乃ち人を避け閑を偷み徐々に起草し、既に成り、勅して五巻と為す。命<sup>なづ</sup>けて曰く、草茅危言と（以事或涉機密。乃避人偷閑徐々起草。既成勅為五巻。曰草茅危言）」と巻数が記されている。だが、『日叢』『日大』『集』は、この「五」を「十」と表記している。それから、

本文中の巻数についても、「是等ノ害ハ尚又第九卷ニ至テ論ズ可」（「物価ノ事」）、「不実商ノ大害成ノ委細ハ、第九卷ニ論ズベシ」（「常平倉ノ事」）というように、全十巻の体裁に基づいた文言に書き換えてしまっている<sup>5</sup>。

これらは、「草茅危言」の原型からの大きな改変であると言わざるをえない。この全十巻の区分けに従うと執筆年代の間違いを一部惹起するため、注意を要する。また、『拙叢』と『校草』は本文等においては誤植が多く、それを『日叢』『日大』はそのまま踏襲している。この点でも、正確な解釈を妨げる可能性があり、あまり使用を推奨できない。

さらに後の昭和十七（一九四二）年には、前述の財団法人懐徳堂記念会が、重建懐徳堂の二十五周年を記念して、『草茅危言』を和装本で刊行している（五卷五冊。以下、『懐記』と表記する）。この版は、上記の他の版とは異なり、懐徳堂文庫蔵の竹山自筆本を底本としている。その冒頭に付された懐徳堂記念会同名義の「例言」では、「草茅危言」を寛政元年提出としている等、若干の問題はある。ただ、あくまで内容の翻刻という点では、『日叢』『日大』『集』よりは格段に正確である。

この版は、五卷五冊の内題には巻之一〜巻之五と附されているが、題箋のほうには「草茅危言」の下にそれぞれ

れ「宮」(卷之一)・「商」(卷之二)・「角」(卷之三)・「徵」(卷之四)・「羽」(卷之五)というように、「五声」が各巻に一字ずつ附されている。前述の「例言」によると、この題箋は竹山の自筆の影印である。実際、竹山自筆本の原本の各巻にも、この題箋が附されている。

ただ、この「五声」は「草茅危言」の本文中には言及が見えないので、定信に提出した際にはこのような題箋は附されていなかった。そもそも、本稿で詳しく述べるように、寛政元年冬の「自序」に巻数を五巻と記すまでは、竹山は上中下による巻数を構想していた。

同じく「例言」には、「是の書板本となりたるもの、坊間に拙修齋の木活本、及び明治元年印行の富岡鉄齋校正本あり、また其の後活字本となりたるものあれど、孰れも誤脱頗る多く、伝写の謬を襲へり、此等は宜しく本書に拠りて訂正せらるべきものとす」と記されている。ただし、『懷記』は、後述する各巻の体裁の違いを忠実に翻刻しておらず、適宜統一してしまっている。それから、自筆本の本文等に散見される見せ消ちについては、ほとんど翻刻していない。

翌昭和十八年には、稲垣国三郎が『中井竹山と草茅危言』を刊行している(大正洋行。以下『中草』と表記する)。この版の底本は竹山自筆本ではなく、前年に刊行

された『懷記』の版を参照している節は見えない。だが、『日叢』『日大』『集』とは異なり、五巻の区切りのまま翻刻している。また、その本文の、おそらく稲垣が強調したいと考えた箇所<sup>①</sup>に傍点を振っている。ただし、「中井竹山小伝」では、「草茅危言」は天明八年冬に全巻提出されたとの見解が示されており、これは間違いである。

## 二、各巻の体裁と特徴

本章では、以上を踏まえて、竹山自筆本の巻之一から巻之五まで、それぞれの巻の体裁と特徴を見ていくことにしよう。それから、この竹山自筆本には、上記の刊本では捨象されていたり改変されていたりする箇所が無数に存在する。したがって、単なる表現の変更や文章の長さの調整、文意の補足等については、ここでは取り上げない。そして、それらのレベルには止まらない訂正箇所を、逐一指摘していくことにする。

なお、その際、旧稿で論証した提出順序に従い、巻之下(後の「巻之五」)を検討した上で、巻之一(旧「巻之上」)から巻之四へと辿っていくことにする。ただし、このうち巻之二(旧「巻之中乾」)については、旧稿ではその前半部分と後半部分が別々の巻であると想定し

て、その前半部分を寛政二年の提出であると結論付けたが、これを後半部分の記述に合わせて寛政三年初頭の提出であると修正する。

## （一）巻之下（後の「巻之五」）の体裁と内容 〈体裁〉

「目録」の冒頭に、「草茅危言巻之五目録」とある。このうち、「巻之五」の箇所は、上から紙を貼っている。元々は、「目録」と記されている。つまり、当初は、「草茅危言目録」と記されており、これを上記のように訂正したことが分かる。

内題のほうは、「草茅危言巻之五」とあり、元々は「草茅危言巻之下」と書いてあったのを、「下」の箇所に紙を貼って訂正している。それから、巻之五の末尾には、「草茅危言巻之五 大尾」と記されているが、ここでも元々は「草茅危言下 大尾」と書いてあり、その「下 大尾」の箇所に紙を貼り、上記のように訂正している。これらは、後述する内容を踏まえると、寛政元年冬かそれ以降に訂正したと思われる。したがって、天明八年に定信に提出したものは異なる表記になっている。

なお、「目録」は、「一 米相場」「一 博奕」「一 寺社ノ富」……「一 送葬式」「一 死後跡式」というよ

うに一つ書きの形式で記されている。これは、巻之一も同じである。ただし、その後の巻之二〜巻之四には、この「一」が記されていない。

だが、この巻之下は、巻之一の場合とは異なり、全ての「一」を傍線ないし二重線で消している。おそらく、天明八年十一月に提出した時点では、この一つ書きは附されていたが、後で巻之二〜巻之四の「目録」との統一を意図して消したのではないかと思われる（何故巻之一のみ訂正していないのかは、現時点では不明とせざるをえない）。いずれにせよ、この一つ書きの件は、天明八年十一月と寛政元年冬に続けて提出された巻之下と巻之一との形式上の類似を示している。

その一方で、本文のほうの見出しは、「○米相場之事」「○博奕之事」「○寺社ノ富ノ事」「○盜賊ノ事」「○隠遊女ノ事」「○劇場ノ事」……というように、○印が附されている。ただし、このうち、「送葬ノ事」だけは○印が附されておらず、さらには上記の「目録」の「送葬式」とは若干語句が異なっている。それから、上記の見出しから分かるように、漢字の「之」と片仮名の「ノ」を両方使っている。また、この巻には、丁数が附されている。これらは、じつは他の巻には見えない特徴である（なお、この○印は、『校草』はもとより、『懐記』その



他の刊本でも省略されてしまっている)。

本文のほうは、上記の見出しに従って、さらにいくつかの条に区分けされる。ただし、巻之下では、一つ書きも〇印も附されていない。改行するのみである。これは、他の巻とは異なる特徴である。なお、「〇劇場ノ事」は、刊本では「劇場ノ事 附浄瑠璃ノ事」や「劇場ノ事 附浄るり」とされている場合もあるが、これは自筆本の表記とは異なる。

この巻の末尾には、前述のように、蘭室による自筆の跋文「草茅危言の後に書す(書草茅危言後)」(寛政八年四月成)が綴じ込まれている。これは、蘭室が寛政八年に来坂したときに竹山が「草茅危言」を見せたときに執筆した文章である。したがって、これは、「巻之五」という巻名と同じく、定信に提出した時点ではなかったものである。

### 〈内容〉

上記の体裁の特徴を踏まえた上で、刊本とは大きく異なる、あるいは刊本では捨象された重要な箇所を挙げておく。この巻では、具体的には、最終的には削除された頭注の記述や本文中の見せ消しの記述に着目する。

まず、「〇劇場ノ事」の、「故ニ宮芝居ノ分ハ、一切停

止アルベキモノナリ、愚民ハ右体ノ事ヲ、処ノ繁昌ト心得、俄ニ停止アリナバ、衰微ノヤウニ云ベケレ共、是ハ大ナル齟齬ナリ」の頭注には、

此官命アリ、□〔宮カ〕芝居ノ分□〔停カ〕止アリ  
トキク、□〔感カ〕服ノ事ナリ、□〔コカ〕レ阿弥  
陀池ノ□〔芝カ〕居バカリハ残り□〔候カ〕、コレ  
外ニ子細□〔アルカ〕事ニヤ、

と記されている(「」内の語は、引用者による推測)。そして、この頭注全体に×印が書かれている。上が一字か二字分切れてしまっているため、文字を読み取れない箇所が多い。だが、文脈から文字を補うことは或る程度可能である。

すなわち、ここでは、宮地芝居を一切停止するということ「官命」があったとの風聞が竹山の耳に入ったことが窺える。ただし、一方で、竹山は(大坂の宮地芝居の興行地の一つである)阿弥陀池の宮地芝居はそのまま残っていると認識しており、それに対してはやや不審に思っていたようである。

とはいえ、この時期、宮地芝居を停止した「官命」というのは、管見の限り見当たらない(宮地芝居の興行が

実際に禁止されたのは、天保改革の最中の天保十三年五月のことである<sup>9)</sup>。天明八年に定信の改革政治が次々に遂行されるなかで、宮地芝居についても何らかの規制や統制が行われるであろうとの風聞が広まっていたのであろう。竹山自身も上記の頭注を書いた後でこの「官命」の風聞が事実ではないことに気が付いたために、頭注全体に×印を書いたのであろう。

いずれにしても、このような頭注から、竹山が同時期の触れや風聞等を注視しながら、自身の政策構想を書き進めていたことが窺える。また、このような厳しい統制政策を求める姿勢が、その後、密書「與吉田大津留二君書」の提出（寛政元年七月六日）につながっていったのだらう<sup>10)</sup>。なお、この頭注は、『懐記』にも反映されていない。

## （二）巻之一（旧「巻之上」）の体裁と内容

### 〈体裁〉

「目録」の冒頭に、「草茅危言巻之一目録」とある。このうち、「巻之一」の箇所は上から紙を貼っている。元々の字句は切り取られており、何が書いてあったかは不明である。ただ、内題のほうには、「草茅危言巻之一」とあり、元々は「草茅危言巻之上」と書いてあり、このう

ち「上」の箇所に紙を貼り、「一」と訂正している。したがって、目録の箇所にも元々は「草茅危言巻之上目録」と記してあったのであろうと推測される。ここから、竹山は、当初はこの巻を先の「巻之下」に続く「巻之上」として提出しようと考えていたことが分かる。

なお、目録は、前述のように、「巻之下」（後の巻之五）と同じく、「一 王室」「一 諡号院号」「一 年号」……「一 諸侯分地」「一 諸侯大借」というように、一つ書きの形式になっている。本文のほうは、上記の見出しに従って、さらにいくつかの条に区分けされる。その際、この巻では、前述した巻之五とは異なり、欄外に区分けの目印として○印を附している。この欄外の○印は、その後、巻之二・巻之四にも踏襲される（この○印は、『懐記』では、忠実に翻刻されている）。

### 〈内容〉

刊本とは大きく異なる、あるいは刊本では捨象された重要な箇所を挙げておく。この巻では、具体的には、闕字の書式の様態、「東関」「関東」「朝廷」「王室」等の統治組織に関する語句がどのように表記され、またどう訂正されているのかという点に着目する。また、これらの語句について、必要に応じて他の巻の用例も併せて参照

することにしたい。

まず、巻之一の冒頭の「自序」において、「国家」「国」等の前を一字分闕字としているが、さらに「至於近歳。世道一変。白川侯源公。以 国之懿親。而賢明拔萃也」というように、定信（「白川侯源公」）の前を二字分の闕字にしている。<sup>(1)</sup> そもそも、「草茅危言」は、定信に提出した献策であるから、このような闕字は当然であると言えるかもしれない。ただし、その後、定信に関しては、「雖然 公之賢明如此」というように、一字分の闕字にして表記している。

また、同じ「自序」に「初也求言有録。後也求龍有説。意亦甚勤矣」とあるが、この傍線部が『校草』の段階では「意亦其勤矣」となっている。そして、『懷記』の版以外の各種の刊本はこの『校草』の表記を踏襲している。<sup>(2)</sup> それから、「王室ノ事」の冒頭は、

大日本国 礮馭廬洲ノ太古ヨリ、八百万代ノ末マデ、  
一王不易ノ沢ハ、四海万国ニ超越セサセ玉ヒタル御  
美事、今更オサく申奉ルニモ及バヌ御事ユヘ、姑  
クコロヲオキ、……

である。二つの傍線部は、『校草』では、それぞれ「大

日本」「百王不易ノ沢」となっている。各種の刊本は、それを踏襲している。<sup>(3)</sup>

同じ「王室ノ事」の有名な一節は、

但シ今日幸ニ 聖天子宇ニ当ラセ玉ヒ、東関賢佐  
委任ヲ専ニセサセラレ、中興隆治ノ啓ケソメシ御事  
ナレバ、積年ノ功ヲ以、宿弊ヲ芟除アラレン事、寔  
二千載ノ機会トモ云ツベシ、

と表記されている。引用文中の「聖天子」は、二字分の闕字である。<sup>(4)</sup> そして、光格の場合は、定信の場合とはやや異なり、その後も「王室ノ事」に、「主上」「今上」等、直接に光格を指す語句を使う場合は、基本的には二字分の欠字にしている（「幸ニ 主上春秋ニ富サセ玉ヘバ、……」「寔ニ有ガタキ御事ナレ共、 主上ノ御好ミト否トアレバ、 叡感ノ深浅モアルベシ」「増テ 今上ハ、一向散楽ヲ好マセ玉ハズ、……」）。ただし、その他の箇所は、一字分の闕字である。

なお、歴代の天皇の名前は、すでに巻之下の「送葬ノ事」のなかにも見える（「神武天皇」「応神天皇」「仁徳天皇」「用明天皇」「持統天皇」）が、これらはいずれも闕字にはなっていない。<sup>(5)</sup> その他、天皇・朝廷に関わる語句に

ついでには、「皇居」「叡虜」「上皇」「聖体」「行宮」「御駐蹕」「内裏」「新宮」「王者」「先帝」「聖明」「至尊」「祖宗」「聖主」「院」「天覽」といった言葉の上を一字分闕字にしている。<sup>16)</sup>

天皇・朝廷関連以外では、「且又 東照■宮ノアルトキノ上意ニ……」「サレ共 照后ノ御神虜ヲ以昭鑒残ルクマモナク……」「我 照后、関東御入国ノ砌、……」「時ニ從ヒ宜ヲ揣ルハ、国初ノ 御神慮ニ叶フ筋ナルベシ」というように、家康を示す語（「東照宮」「照后」「御神慮」）の手前を一字分闕字にしている（巻之二「世祿ノ事」「奉行代官ノ事」、巻之三「金銀幣ノ事」）。それから、「寛永御上洛ノ時、府下ノ地子銭ノ恩免アラセラレ、……」というように、寛永十一年の家光の上洛を記述する際、「御上洛」の語の手前を一字分闕字にしている（巻之三「物価ノ事」）。また、「ソノ比、上ノ思召ニ京大坂ノ地モ願出ナバ、学校仰付ラルベキトノ御趣ニテ、……」（巻之二「学校ノ事」というように、（懷徳堂に「御免許」を与えた）吉宗（政権）のことを一字分闕字にしている。その他、「一旦 公裁アリシカドモトカク寧謚セザル由」（巻之四「仏法ノ事」というように、「公裁」の前を一字分闕字にしている。

定信と光格に対して（前述のように頻度は異なるが）二字分の闕字を用いていることは、「草茅危言」の重要

な特徴であると思われる。

なお、上記の「王室ノ事」冒頭の引用部分の傍線部は関東ではなく「東関」と表記し、さらに「賢治」ではなく「賢佐」と記されている。この「東関」の語は、巻之一「皇子皇女ノ事」「宗廟ノ事」、巻之二「学校ノ事」等にも見える。それから、密書「與吉田大津留二君書」のなかにも見える。

ただし、同じ「王室ノ事」のなかで、「是マデ桜菊ノ御能ハ、関東ヨリノ御馳走ト承ハル」「コレ併ナガラ全ク関東ノ御徳意ト存ゼバ、御威光ヲ仰ク心モ、尚サラ深カルベシ」「右ニ述ル如ク、関東ヨリ御馳走ニテ行幸ノ事、潜幸微幸行ナドトハ、類ヲ絶タル事ヲ知ズ」というように、「関東」の語も繰り返し使用している。これは、巻之一の他の箇所や、他の巻においても同様である（例えば、巻之一「暦日ノ事」、巻之三「水利ノ事」「金銀幣ノ事」等）。したがって、竹山は、「東関」と「関東」とを併用していた。ただ、「東関」とした四つの箇所は、『校草』の時点で巻之二「学校ノ事」の一箇所以外の四箇所が「関東」になっている。『懐記』以外の刊本では、ほぼ全て「関東」に統一されている。<sup>17)</sup>

「皇子皇女ノ事」には、輪王寺宮を法親王ではなく親王（真ノ親王）に管掌させることが提案されている。

その際、具体的な仕組みについても触れているが、そのなかに、

但シ他ヨリハ大祿ノ御迹ノ事ユヘ、帰京ノ初祿ヲ、親王ニ准ジ、後嗣追々ノ減殺モ、ソノ順二十等ヲ加ナルモノナリテ、然ベカランカ、

とある。ここでは、代々の皇子が管掌する「一代切」の仕組みは従来と変えないとする一方で、法親王ではなく親王が管掌することから生じる二代目「諸王」やそれ以降の処遇について具体的な提案をしている。その際、竹山は、親王の子孫については臣籍降下後の祿の減少の基準について、十段階で考えていたことが分かる。

さらに興味深いのは、「朝廷」「王室」等の語句についての修正箇所である。「御上洛ノ事」では、「マシテ御上洛ハ、朝廷王室ヲ格別御尊敬遊バサル、ノ美意ヨリ出テ」というように、元々は「朝廷」と記していたところを「王室」に変えている。また、「受領ノ事」では、「サキニ一侯ノ、朝廷搢紳家ヘノ文通ニ」という箇所でも「朝廷」の脇に「京師」と記した上で、両方の上に新たに紙を貼り、「京師」と記している。ここでも、「朝廷」の語を別の表現に書き換えている。

ただし、「王室ノ事」に「御即位礼ハ、御一代ノ大典ナルヲ、応仁乱後、朝廷ノ式微ヨリ、永正中ハ、二十年ヲ歴ルマデ、コノ大礼行ハレズ」とある。それから、「諡号院号ノ事」には、「必竟ハ中葉已来、朝廷ニ文学衰ヘ、死喪ノ事ハ、浮屠ニ托シ、……」とある（ここでは、「朝廷」の前を一字分闕字にしている）。「皇子皇女ノ事」にも、「此事数百年来、朝廷ノ典故トナリタル故、大弊ト知ナガラモ、……」とある。また、「公卿百官ノ事」には、「朝廷隆盛ノ間ハ、聘唐ノ命相継テ、何事モ唐礼ヲ受行ハセラレ、典章文物、彬々タル事ナリシニ、……」「其風ツキニ朝廷ノ衰細マデニ及ビタリ」「朝廷ニ、コノ事ノミ闕如タル事、恂トニ惜ムベシ」「朝廷ノ永制ヲ立オカレタキ御事ナリ」とある。したがって、「朝廷」の語を全て書き換えているわけでは全くない。

また、「年号ノ事」では、「又年号ノ文字ハ、朝廷ニ字数ノ定マリアリテ、広ク諸書ニ求ムル事ヲ禁ズ」というように、後から「朝廷」の語を挿入している。他の巻にも「朝廷」の語は見える（例えば、巻之五「〇寺町僧侶ノ事」、巻之二「武門叙任ノ事」「儒者ノ事」、巻之四「祈祷ノ事」等）。それから、同じく他の巻でも、「全体韓人ノ入貢ハ、朝廷ニ上表ノ日本国皇帝陛下ナド認タメ、返簡ハ翰苑ノ諸公起草ノ勅答アラセラルベキ事、是古式ナリ」という

ように、「朝廷」と書いてあったのを後から「禁廷」に書き改めている（卷之二「蝦夷ノ事」）。

したがって、竹山は、「朝廷」の語を忌避していたわけではない。おそらく、草稿の段階では基本的には「朝廷」の語を使って書き進めていったが、推敲する段階で同じ言葉の頻出を嫌って別の表現に適宜書き換えていった、という可能性が高い。

### （三）卷之二（旧「卷之中乾」）の体裁と内容

#### 〈体裁〉

目録の冒頭に、「草茅危言卷之二目録」とある。この「二目録」の箇所は、元々は「中ノ乾」と記してあったのを、上から紙を貼って訂正している。内題も、同様に、元々は「草茅危言卷之中乾」とあったのを、「中乾」の箇所を紙を貼って、「二」と訂正している。

前述したように、この巻から卷之四までの「目録」には一つ書きは附されていない。だが、その一方で、本文の形式について、この卷之二から一つ書きが附されるようになる。卷之下と卷之一の本文には一つ書きはなく、欄外に○印を附しているのみであった。それが、卷之二、卷之四については欄外の○印に加えて一つ書きが附されるようになる。ただし、各項目の最初の条には一つ

書きは附けられていない。この体裁は、基本的には、この後の卷之三・卷之四も踏襲されている。

それから、卷之下・卷之一の本文中には読点が附されていたのだが、卷之二、卷之四の本文中には読点は一切附されていない（なお、以下の引用箇所で附されている読点は全て引用者による）。

#### 〈内容〉

刊本とは大きく異なる、あるいは刊本では捨象された重要な箇所を挙げておく。この巻については、具体的には、「御麾下ノ事」「武門養子ノ事」「武門元服ノ事」「儒者ノ事」「外舶互市ノ事」「蝦夷ノ事」の本文中にある、見せ消しの記述や刊本とは異なる表記、刊本では省略された重要箇所、後から書き足した箇所等に着目する。

まず、「御麾下ノ事」には、旗本・御家人に対する禄増減の法について、

代々不肖不幸ナド打続キ追々削ラレテモミナソノ現在ノ禄ノ一二分ト減ズルユヘニ、イツマデモ禄ノ尽ルト云事ナシ、或小カネヲ減禄ノ限リヲ立テカセザレ、タトハバ千石以上ノ家ノ減ナル小千石俵ニ止マリ、千石未満ノ家ノ減ナル小七十俵以上ニ止マルオ

ドオヤシカ、コレミナ世祿ノ慈仁ニ泄ル、事ナシ、  
 というように、見せ消ちの一文がある。当然ながら、こ  
 の一文は、『校草』や『懐記』も含めて、全ての刊本に載っ  
 ていない。定信に献上した「草茅危言」でも省略された  
 と思われる。何故消すことにしたのかはよく分からない。  
 とはいえ、この記述から、禄を減らす際の基準を竹山が  
 どのように考えていたかを窺い知ることができる。  
 さらに、「儒者ノ事」には、

イヨ／＼鹿末ナラヌ人物ナラバ、町ヨリ申シ出次第、  
 苗字ヲサシユルサレ、十宿以上ノ他行小帯刀御免ナ  
 リチモクルシカルマヅ、モシ後日ニ不法ノ事アリテ  
 ハ、ツレ／＼ノ役所マテ評判聞ケバ苗字帯刀ヲメシ  
 上ゲラレ、処ヲ逐斥ケ、別人ヲサシオカスベシ、

とある。これは、儒者の身分の公認を求めた箇所である  
 が、当初は苗字のみならず（一泊以上の他行の際の）帯  
 刀についても要求していたことが分かる。ただ、帯刀に  
 ついては、最終的に削除したようである。この箇所も、  
 全ての刊本に載っていない。

また、「武門元服ノ事」では、

コノ二百年来ノ内、太平ノ化ニ誇リ武進ヲ志シ、声  
 色ニ溺レ、奢侈ニ長ジ、国ヲ滅シ家ヲ失ヒタル人々、  
 ミナ剃頂ナリ、

とあり、「武道ヲ志シ」と書いた箇所を見せ消ちにして  
 いる。この同じ箇所には、『校草』及び近代以降の刊本、  
 『懐記』では「懦弱ニテ」という語句が入っている<sup>18</sup>。た  
 だし、現行の竹山自筆本にはこの箇所にこの語句は記さ  
 れていない。とはいえ、偏の一部とも見える僅かな墨の  
 跡は脇に記されているので、『懐記』が作られた段階で  
 はこの脇に紙片が貼つてあり、その上に「懦弱ニテ」と  
 記されていた可能性が高い。あるいは、その時点ですで  
 に紙片は剥がれていたが、諸本と校合してここに「懦弱  
 ニテ」の語句が入っていたと推測したのかもしれない。  
 それから、「外舶互市ノ事」には、書籍の舶来について、

書籍ハ追々持渡リナクテ叶ハザル事ナリ、サレ共年  
 来無用閑雑ノ書ノミ来リテ万言諭・康済録ナド数編  
 ノ外ニハ好書アルヲ見ズ、

とある。このうち、じつは傍線部が、『校草』等の近世  
 段階の刊本では完全に省略されてしまっている。また、

近代以降の刊本でも、『懷記』以外では省略されている。<sup>19)</sup> この傍線部からは、竹山が中国から伝わった清朝の時代の書物のうち何を評価していたのかを具体的に知ることができる。さらに、この箇所は、「草茅危言」の構成を考える上で極めて重要である。

「万言諭」とは、清朝の雍正帝が父・康熙帝が作成した『聖諭十六条』に逐条的な解釈を施して頒布した教諭書『聖諭広訓』のことである。

そして、『康濟録』（乾隆四・元文四（一七三九）年成）とは、清朝の浙江仁和の監生・陸曾禹が「救飢譜」を著し、吏科給事中の倪國璉（曾禹と同じ浙江仁和の出身者）がその大要を全四巻に分類して包括的にまとめた、飢饉対策の手引きの書であった。この書は、その後、乾隆四年十月に國璉から乾隆帝に献上された。乾隆帝は、この書が実用に益があることを喜び、諸臣に校訂と頒布を命じ、さらにはこの書を『康濟録』と名付けた。

『康濟録』の構成は、第一巻「前代救援之典」、第二巻「先事之政」、第三巻「臨事之政」（上・下二巻）、第四巻「事後之政」、「附録」という具合である。形式としては、後述する各項目に経書・史書等から関連する事例を引用し、それぞれに論評や補足を加えて、各項目の最後に「総論」を置いている。

第一巻では堯舜の時代から元明までの先例を王朝順に配列する。その上で、第二巻の飢饉予防策（農桑の教育、水利の講義、社倉の設置、保甲制度の厳格化、截留の奏上、常平倉の設置、の全六項目から構成される）、第三巻の飢饉の際の政策（祈祷の迅速な施行、人材登用の実施、言路の洞開、戸口の調査、国帑の貸与、囚人の審査と冤罪者の釈放、遏糶の禁止、備荒貯蓄の開放、物価の抑制、粥廠の設置、流民の慰安、富豪への施しの奨励、減税の実施、仕事の創出、孤児の保育、死者の把握、盗賊の抑止、独断専行の許可、蝗蝻対策、牛と種の貸与、の全二十項目から構成される）、第四巻上の飢饉後の対策（補償の実施、賞罰の実行、物資の不足への対策、節儉の奨励、風俗を素朴にすること、の全六項目から構成される）、第四巻下の附録（摘用備観」「賑粥須知」「捕蝗必覽」「社倉条約」）を並べる。

とりわけ、『康濟録』第二巻「先事之政」・第三巻「臨事之政」の諸項目は、「草茅危言」の卷之三の諸項目（地理」「水利」「浮查」「龍尾車」「別駕車」「金銀幣」「錢幣」「物価」「常平倉」「社倉」と類似している。竹山がいつ頃、『康濟録』を読んだのかは現時点では不明とせざるをえないが、「草茅危言」卷之三を執筆する際に一定程度『康濟録』を参照したことが分かる。ただ、その一方で、『康濟録』



第二卷・第三巻と「草茅危言」巻之三との配列を見てみると、前者にあつた「先事之政」「臨事之政」の区別については後者の構成にはほとんど反映されていないことが分かる。これは、「草茅危言」が飢饉対策に特化した書ではないためであろう。

次に、「蝦夷ノ事」の冒頭は、「一兩年前蝦夷ノ騒動ハ何故ナリシヤ」である。これは、各種の刊本だと、「一、兩年前……」と表記されている<sup>②</sup>。ただし、前述したように、一つ書きが附されるようになる巻之二〜巻之四の「草茅危言」では、各項目の一条目には一つ書きは附さない形式になっている。この箇所も例外ではない。この一つ書きの表記についての原則は、『校草』の段階ですでに崩れており、巻之一〜巻之三については最初の項目(「王室之事」「御麾下ノ事」「地理之事」)を除いて各項目の一条目にも一つ書きを附するかたちになっている。各種の刊本は、これを踏まえるかたちになっているが、さらに『中草』ではほぼ全ての項目に一つ書きを附している。

同じく「蝦夷地ノ事」には、ロシアについて、「又ウスコビヤ国強大ニナリ、……」とある。この「ウスコビヤ国」は、『校草』の段階では「ウスコヒヤ国」と表記されている。だが、各種の刊本を見ると、『経叢』『中草』以外の版では、「モスコビヤ国」と表記されている<sup>③</sup>。なお、

「ウスコビヤ国」という表記は、管見の限り他書には見えない。このことは、竹山のロシア認識を考える上で一つの手掛かりになると思われる。また、「初ヨリ屯成ノ設ニ非レバ、少シモ卑怯トスベカラス、又」という箇所を後から挿入している。

#### (四) 巻之三(旧「巻之中坤」)の体裁と内容

##### 〈体裁〉

「目録」の冒頭に、「草茅危言巻之三目録」とある。このうち、「巻之三目録」の箇所は、上から紙を貼っている。元々の字句は切り取られており、何が書いてあつたかは不明である。ただ、内題のほうには、「草茅危言巻之三」とあり、元々は「草茅危言巻之中坤」と書いてあり、このうち「中坤」の箇所に紙を貼り、「三」と訂正している。したがって、目録の箇所にも元々は「草茅危言巻之中坤」と記してあつたのであろうと推測される。

##### 〈内容〉

刊本とは大きく異なる、あるいは刊本では捨象された重要な箇所を挙げておく。この巻では、具体的には、「水利ノ事」「金銀幣ノ事」「物価ノ事」「常平倉ノ事」に見える見せ消し等の箇所を取り上げ、検討する。

まず、「水利ノ事」には、

年中官吏郵置ノ通行、列侯群伯ノ余閑參勤交代、士大夫ノ往来、下ハ一切ノ行旅マデ、……

とある。ここでは、当初、大名の參勤交代について「會同交代」の語で表記しようとしたことが分かる。

次に、「金銀幣ノ事」には、南鐮ニ朱銀について、

ソノ上ニ銖ノ位ソノ量ニ少シ中ラザルヲ推テ行小セ  
カルトニヨリ、上国ニテ金匱次第ニ劣リテ、一統ノ  
サシツカヘトナリタリ、

とある。この一文は、見せ消ちの部分を含めると文意がやや変わり、田沼政権時の流通政策の強引さを表現するニュアンスが加わる。だが、これは最終的には削除されたようである。この点は、『懷記』にも反映されていない。

「常平倉ノ事」には、

公私農末トモニ便ナル天下公共ノ匱ト云ベシ、

とある。下線部の「天下」を後から挿入している。なお、

「天下公共ノ宝」といった表現は、同じ巻之三の「金銀幣ノ事」に見える。

なお、前述したように、巻之三は元々「巻之中坤」であったから、竹山はこの巻をもつて「草茅危言」を完結させる構想を一度は抱いたようである。実際、巻之三には、「コレラノ害ハ尚又下卷ニ及ンデ論ズベシ」「尚又右ノ輩ノ害ハ是又下卷ニ及ンデ論ズベシ」（「物匱ノ事」）、「尚コノ仲仕ナド云モノ、頑弊ハ下卷ニ論ズベシ」「不実商ノ大害ナルノ委細ハ下卷ニ及ンデ論ズベシ」（「常平倉ノ事」）といったように、「下卷」に言及する文言が見える。これは、後述する巻之四も含めて、他の巻には見えない。

### （五）巻之四の体裁と内容

#### 〈体裁〉

「目録」の冒頭に、「草茅危言巻之四目録」とある。このうち、「茅危」「四」の箇所は元々何か書いてあり、そこに紙を貼って訂正している。ただし、「茅危」の箇所は元々の字句を切り取っており、「四」の箇所は元々の文字が何であるかは判読できない。一方、内題のほうには、「草茅危言巻之四」とあり、この箇所はとくに訂正した痕跡は見えない。

この巻之四を書くことになった時点で、「草茅危言」を上・中・下で構成することは不可能となった。つまり、この巻を書く時点で、すでに上・中（乾・坤二巻）・下全四巻を書いていたので（しかも、巻之下を先に提出している）、巻之中の乾と巻之下との間に別の巻を設定することはもはや不可能であった。寛政元年冬に「自序」を執筆した時点で、当初の上・中（乾・坤二巻）・下全四巻の構想を放棄し、「草茅危言」を全五巻とし、それぞれの巻を巻之一から巻之五に訂正することに決したのであろう。

### 〈内容〉

刊本とは大きく異なる、あるいは刊本では捨象された重要な箇所を挙げておく。この巻については、具体的には、弟である履軒についての言及の仕方に着目する。また、これらの事例について、必要に応じて他の巻の用例も併せて参照することにした。

まず、「出家ノ事」には、元々、「……幸ニ家弟ノ私ニ草スル攘斥茅議ノ一卷アリ」と書いてあったところに、「家弟」の語句の上に紙を貼り、「家弟」と記している。この「家弟」というのは、履軒のことである。これは、最初、「家弟」と書き、その後、「或人」に書き換えるこ

とを考えたが、さらに後にやはり「家弟」とすることにしたのであろう。この経緯は、『懷記』においても反映されていない。

なお、これより前に提出された巻では、履軒の著作内容に言及する場合は「或人」（巻之五「○盜賊ノ事」、巻之二「琉球ノ事」、巻之三「水利ノ事」と表記しているように、それが履軒の著作であることをしつは明示していなかった。なお、これら以外にも、「恤刑茅議」の著作名のみを記す場合がある（巻之五「○久離願ノ事」、巻之一「御麾下ノ事」）。

ただ、巻之三「龍尾車ノ事」では、その冒頭において、「龍尾車ハ武備志ニ見ユ、往歳家弟ソノ制ヲ考ヘテ試ミニ小サク造リ見シ事アリシ」とあり、ここで履軒と分かる人物のことが初めて取り上げられている。それから、同じ巻之三「錢幣ノ事」にも、「往歳濫錢盛ンニ出テ、民間洵々タリシ日、家弟愚ニ告テ云、鑄錢ハ諸侯ノ助役ヲ命ゼラレタキモノ、サアレバ良錢自由ニ吹出サルベシトナリ」とあり、ここにも履軒への言及が見える。もっとも、これらは、履軒が「龍尾車」を作成したという内容や「鑄錢」についての履軒との会話の内容であり、履軒の著作についての紹介ではない。

これらの点から、竹山が、履軒の文章に言及する際に

彼のことにとれくらい言及するかという点を慎重に考えていたことが分かる。そして、定信に提出した最後の巻である巻之四に至って初めて履軒のことをほぼ明示するかたちで履軒の著作を紹介するに至ったことが判明した。

## おわりに

本稿では、大阪大学附属図書館懷徳堂文庫が所蔵する竹山自筆本の「草茅危言」を書誌学的に検討した。この検討作業の結果、以下の①～⑤の経緯が判明した。

- ①上・下二巻、ないし上・中・下三巻の構想…天明八年冬
- ②上・中(乾・坤二巻)・下全三巻四冊の構想…寛政元年冬
- ③巻之一～巻之五の全五巻五冊の構想…寛政元年冬
- ④巻之一(宮)～巻之五(羽)…寛政三年冬以降
- ⑤巻之一(宮)～巻之五(羽)(巻之五に蘭室の跋文を綴じ込む)…寛政八年春

まず、①に記したように、天明八年の時点では、「草茅危言」は上下二巻ないし上中下三巻の構想であったと思われる。そして、その構想の下に、天明八年十一月に、

まずは巻之下を提出している。

しかし、②～③にあるように、次に提出する予定の「巻之上」を執筆し、さらに「巻之中」を執筆し、その中巻を乾・坤の二冊に分けてもさらに収まらなかった。そのため、上・中・下の括りそれぞれ自体を変更し、すでに提出した「巻之下」も含めて全五巻五冊の構成にすることにした。これが、巻之一(旧「巻之上」)を提出する直前の、寛政元年冬のことであった。

したがって、巻之一～巻之四の大まかなプランは、基本的には寛政元年冬までに決められていた。それから、巻之二～巻之四については、その後の政治や社会の状況を踏まえて順次加筆修正がなされ、寛政三年の初頭から冬にかけて提出されていった。また、巻之三の構成については、巻之二「外舶互市ノ事」のなかで「好書」と評価する『康濟録』の構成を一定程度踏まえているのではないかという点を指摘した。

また、各巻の体裁と内容に即して、各種刊本と記述が異なる箇所を逐一指摘した。その結果、『経叢』と『中草』の版は、近世木活字本の『拙叢』『校草』や明治元年の「富草」を或る程度忠実に翻刻していることが明らかとなった。そして、『日叢』『日大』『集』の各版は、元々の五巻五冊を十巻と表記していることから明らかに、

かなりの改変を加えていることが判明した。

とはいえ、本稿の検討作業から、木活字本の時点です  
でに竹山自筆本からの少なからぬ改変が見られることも  
分かった。その点で、『懐記』は、唯一、竹山自筆本を  
底本とした版ではある。だが、この版も、自筆本にある  
見せ消ち等はほとんど翻刻していない等、自筆本に忠実  
な翻刻とはなっていない。結局、「草茅危言」の形成過  
程や寛政改革との関係を検討する上では、天明八年〜寛  
政三年冬までの執筆過程の痕跡がかなりの程度そのまま  
に残っている竹山自筆本を使用するのが必須であるとい  
う、当たり前の結論に到達する。

ただ、その竹山自筆本と近世木活字本その他との異同  
箇所を確認しておくことは、「草茅危言」の受容の実態  
を検討する際に有益な手掛かりとなる。何故なら、これ  
らの異同箇所の指摘を踏まえることで、今後、「草茅危言」  
の各種の写本等を調査する際に、その写本が竹山自筆本  
からどれくらい離れたものであるのかという点を判断す  
る一つの基準になるからである。

また、卷之二についての分析で述べたように、竹山自  
筆本にも貼ってあった紙片が剥がれてしまったと思われ  
る箇所等もあるため、完全に原型を留めているわけでは  
ないようである。この点で、近世木活字本や他の刊本と

の校合が一定程度必要であることを最後に附言して  
おく。

注

- (1) 大阪市立大学附属図書館福田文庫蔵(写本)。
- (2) 「丙辰春。長之入津。竹山先生乃出草茅危言五卷曰。此老夫  
経綸所寓也。而今已矣。唯子也。不可以不示耳。長之謹受読」。
- (3) 卷之一は「王室の事」〜「国家制度の事」、卷之二は「宗廟の  
事」〜「諸侯大借の事」。卷之三は「御麾下の事」〜「武門養子  
の事」、卷之四は「武門元服の事」〜「蝦夷の事」。卷之五は「地  
理の事」〜「金銀幣の事」、卷之六は「錢幣の事」〜「社倉の事」。  
卷之七は「戸口の事」〜「淫祠の事」、卷之八は「旌表の  
事」〜「年忌の事」。卷之九は「米相場の事」〜「劇場の事附淨  
瑠璃の事」、卷之十は「神事地車練物の事」〜「死後跡式の事」。
- (4) 『日経』(二六二頁)、『日大』(三二六頁)、『集』(六頁)。
- (5) 『日叢』(四〇五頁・四二二頁)、『日大』(四五八頁・四六五頁)、  
『集』(一六三頁・一七一頁)。
- (6) 旧稿「草茅危言」と寛政改革——各巻の執筆年代・提出順  
序及び関連文書の検討から(『歴史評論』第七九三号、二〇  
一六年四月)では筆者はこの問題に気付かなかったため、一  
部間違った執筆年代の考察を行ってしまった。それについて  
は、今回訂正する。

- (7) 前掲『中草』、二頁。
- (8) 『富草①』(三丁裏)、『経叢』(四頁・三〇四頁)、『日叢』(二六五頁・四六六頁)、『日大』(三一九頁・五一九頁)、『集』(九頁・二二九頁)、『中草』(三二九頁)。
- (9) 天保期の宮芝居の禁止については、神田由築「近世大坂における浄瑠璃興行——天保改革をめぐるって」(塚田孝・吉田伸之編『近世大坂の都市空間と社会構造』山川出版社、二〇〇一年)。
- (10) この密書については、前掲拙稿「『草茅危言』と寛政改革」で検討した。
- (11) この点は、『懐記』も、正確に翻刻している。
- (12) 『富草①』(序二丁裏)、『経叢』(二頁)、『日叢』(二六一頁)、『日大』(三二五頁)、『集』(五頁)、『中草』(二頁)。
- (13) 『富草①』(二丁表)、『経叢』(二頁)、『日叢』(二六七頁)、『日大』(三二二頁)、『集』(一一頁)、『中草』(七頁)。
- (14) この点は、『懐記』は、一字分の関字として翻刻している。
- (15) ただし、『懐記』では、いずれもこれらの天皇の名前の前を一字分欠関字にして翻刻している。
- (16) なお、『富草』では、天皇・朝廷に関わる文字の手前を必ず一字～二字分の関字にし、その他幕府関連等の語句についてはとくに関字にはしていない。
- (17) ただし、このうち、『中草』は、三箇所については「東関」

と翻刻している(八頁・五四頁・一四五頁)。

- (18) 『富草②』(三三三丁裏)、『経叢』(一一三三頁)、『日大』(四〇二頁)、『日大』(三四八頁)、『集』(二〇一頁)、『中草』(二三四頁)。
- (19) 『富草②』(五六丁表―裏)、『経叢』(二四五頁)、『日叢』(三六四頁)、『日大』(四一八頁)、『集』(二一九頁)、『中草』(一六一頁)。
- (20) 『日叢』(三七二頁)、『日大』(四二五頁)、『集』(二二七頁)、『中草』(二七七頁)。一方、『富草②』と『経叢』は、「一、一兩年前」と翻刻している(六六丁表、一五六頁)。
- (21) 『富草②』(六六丁裏)、『日叢』(三七三頁)、『日大』(四二六頁)、『集』(二二七頁)。一方、『経叢』は「ウスコヒヤ国」(一五七頁)、『中草』は「うすこびや国」(二七七頁)と翻刻している。

〔附記〕本稿は、JSPS科研費16105887による成果の一部を含むものです。